

議案第152号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第8号）

資料1（81～85）施設型等給付事業

1 補正額の概要

（1）施設型等給付費

- ① 児童1人当たりの平均給付費・保育料の変更による影響。
- ② 国の改正により令和2年度からの加算項目の要件変更による影響。
- ③ 新型コロナウイルスにより減免した保育料を事業費に計上するため。  
（歳出）96,316千円 （歳入）37,042千円

（2）施設型等給付費国県負担金返還（過年度分）

（歳出）106,780千円

2 補正額の内訳

（1）施設型等給付費

- ①児童1人当たりの平均給付費・保育料の変更による影響。

当初予算作成時は令和元年度の事業実績が確定していなかったため、平成30年度の実績をベースに算出していたが、令和元年度の平均額を用いて事業費見込を精査した。

変更前	変更後	差額（補正）
4,300,909,000円	4,347,701,170円	46,792,170円

- ②国の改正により令和2年度からの加算項目の要件変更による影響

当初予算作成時には想定していなかった令和2年度の改正内容を反映。

加算項目	内容	所要額（補正）
チーム保育推進加算	対象要件の緩和	18,705,600円
給食実施加算	自園調理施設に対する充実	6,150,000円
栄養管理加算	栄養士配置施設に対する充実	15,300,000円
合計	—	40,155,600円

- ③新型コロナウイルスにより減免した保育料を事業費に計上するため。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用自粛期間及び特別保育期間中に施設を休所した場合に保育料を日割りで減免したが、減免額は施設型等給付の事業費として国県市で負担

することが国から通知された。

認定こども園・小規模保育は各施設が保育料を保護者から徴収し、公定価格から保育料を除いた差額を給付する。一方、保育所は公定価格全額を施設へ給付し、保育料は市が保護者から徴収し歳入としている。

よって、認定こども園・小規模保育に係る減免額は歳出の増、保育所については歳入（保育実施児童保護者負担金）の減として予算計上する。

類型	延べ人数（4～6月）	減免額
小規模保育	182人	（歳出の増）5,029,700円
認定こども園	219人	（歳出の増）4,338,600円
保育所	3,814人	（歳入の減）73,419,180円

## （2）施設型等給付費国県負担金返還（過年度分）

（歳出）

令和元年度の事業費について事業実績が確定したため、過大に受け入れた国県負担金について精算を行う。

国庫分：受入済額 1,633,654,776 円 － 1,561,120,929 円 ＝ 72,533,847 円

県費分：受入済額 783,819,378 円 － 749,573,797 円 ＝ 34,245,581 円